



# 青森県報

第二千百七十八号

平成十五年五月二十六日(月曜日)

## 目次

### 告 示

基本測量の実施……………(監理課) ……一  
 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(経理課) ……二

### 公 告

建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……二

右 同……………(同) ……二  
 右 同……………(八戸県土整備事務所) ……二  
 右 同……………(同) ……三  
 右 同……………(同) ……三

### 出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(東地方農林水産事務所) ……三  
 右 同……………(上北地方農林水産事務所) ……五  
 右 同……………(同) ……七

## 告 示

## 示

### 青森県告示第三百七十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理者  
 青森県事務吏員 小 堀 安 雄

#### 一 作業種類

基本測量(日本列島精密測地網高精度三次元測量)

#### 二 作業期間

平成十五年六月一日から平成十六年一月二十三日まで

#### 三 作業地域

- 青森市
- 八戸市
- 五所川原市
- 十和田市
- 三沢市
- むつ市
- 東津軽郡平内町、蟹田町、今別町、蓬田村、平館村、三厩村
- 西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町、森田村、岩崎村、柏村
- 南津軽郡浪岡町
- 北津軽郡金木町、中里町
- 上北郡野辺地町、七戸町、百石町、横浜町、東北町、天間林村、六ヶ所村

下北郡東通村

三戸郡三戸町、五戸町、名川町、南部町、階上町

青森県告示第三百七十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十五年五月十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があつた。

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

売りさばき人の住所及び名称  
むつ市柳町一丁目七の一  
下北郡漁業協同組合連合会

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

- 一 商号又は名称 株式会社高峰産業
- 二 代表者の氏名 丹藤 紀昭
- 三 主たる営業所の所在地 青森市八重田四丁目九の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第六六二五号
- 五 取消年月日 平成十五年五月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十五年四月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

- 一 商号又は名称 飯田建築
  - 二 氏名 飯田 喜代美
  - 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字小湊字雷電際一三の二一四
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第七二二四号
  - 五 取消年月日 平成十五年五月十二日
  - 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となつた事実 平成十五年四月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 商号又は名称 有限会社八重

二 代表者の氏名 大嶋 幸子

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字後平四の七〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四五四二号

五 取消年月日 平成十五年五月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年五月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 商号又は名称 有限会社菅工舎

二 代表者の氏名 工藤 良三

三 主たる営業所の所在地 八戸市類家三丁目一三の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一三六二号

五 取消年月日 平成十五年五月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、管、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年五月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 商号又は名称 八戸鉄工協同組合

二 代表者の氏名 越村 幸男

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館二丁目六の一七

四 許可番号 青森県知事許可(特 一三)第三八五五号

五 取消年月日 平成十五年五月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年五月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年五月二十六日

東地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業 二一	平 内 町	平成二五 三 五



"	"	"	"	"	"	"	十四年災農地災害復旧事業	土地改良事業の名称	"	事業を行う者	工事完了年月日
三六八	三六七	三六六	三六五	三六四	三六三	三六二	三六一		十和田市	平成一五・三・一〇	

平成十五年五月二十六日

上北地方農林水産事務所長 山口 眞 誉

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

土地改良事業の工事の完了

"	"	"	"
二二二九	二二二八	二二二七	二二二六
"	"	"	"
"	"	"	"

"	"	"	"	"	十四年災農業用施設災害復旧事業四一	十四年災農地災害復旧事業	"	十和田湖町	"	野辺地町	"	"	"	"	"	"	十四年災農業用施設災害復旧事業三六一〇二	"
四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	三八	一〇二	一〇一	一〇一	一〇一	一〇九	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	三六九
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一五・三・三	"	"	一五・三・二五	"	一五・三・一〇	一五・三・二五	一四・九・一〇	一四・九・一〇	一五・三・二〇	一五・三・二八	一五・三・二四	一五・三・二九	一五・二・二四	一五・三・一四	一五・三・一〇	一五・三・一八	一五・三・一〇	

"	十四年災農業用施設災害復旧事業四三	十四年災農業用施設災害復旧事業四二	十四年災農業用施設災害復旧事業四二	"	"	"	"	"	"	"	"	十四年災農業用施設災害復旧事業四二	"	"	"	"	十四年災農業用施設災害復旧事業四二
四三	一〇二	一〇一	一一	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
"	横 浜 町	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	六 戸 町
"	一五・三・二五	"	一四・三・一〇	一五・三・一〇	一五・三・二六	一五・三・一〇	一五・三・二六	"	"	"	"	"	一五・三・一〇	一五・三・三	"	"	一五・三・一〇

"	"	"	"	"	"	"	"	十四年災農業地災害復旧事業	"	十四年災農業用施設災害復旧事業四四	十四年災農業地災害復旧事業	"	"	"	"	"	"
四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四四	四四	四四	四三	四三	四三	四三	四三	四三
九	八	七	六	五	四	三	二	一	一〇二	一〇一	一	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三
"	"	"	"	"	"	"	"	天 間 林 村	"	"	上 北 町	"	"	"	"	"	"
一五・三・二四	一五・三・二五	一五・三・二四	一五・三・一〇	"	一五・三・二七	"	一五・三・一〇	一五・三・二四	"	"	一五・三・三	一五・三・二四	一五・三・二六	一五・三・二五	一五・三・二六	一五・三・二四	"

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四六 一一四	四六 一一三	四六 一一二	四六 一一一	四六 一一〇	四六 一〇九	四六 一〇八	四六 一〇七	四六 一〇六	四六 一〇五	四六 一〇四	四六 一〇三	四六 一〇二	四六 一〇一	四六 一〇〇	四六 九九	四六 九八	四六 九七
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	一五・三・二五	一五・三・二〇	一五・三・一七	一五・三・一六	一五・三・一〇	"	"	"	"	一五・三・二五	一五・三・二四	"	一五・三・二〇	"	一五・三・一七

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年五月二十六日

上北地方農林水産事務所長 山口 眞 誉

"	"	"	"	"	"	"
四六 一一二	四六 一一〇	四六 一一九	四六 一一八	四六 一一七	四六 一一六	四六 一一五
"	"	"	"	"	"	"
一五・三・二七	一五・三・二五	一五・三・二七	一五・三・一九	一五・三・一七	一五・三・一四	一五・三・一六

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
花切	湛水防除事業	平成一五・三・二五
沢田	農村総合整備事業（農道整備事業）（農業用排水施設整備事業）	一五・一・一〇
元村	土地改良総合整備事業（農道整備事業）（農業用排水施設整備事業）	一五・三・二五
切田用水	業（農道整備事業）（農業用排水施設整備事業）（暗渠排水事業）（客土事業）	一五・三・二〇
淋代平	一般農道整備事業	一四・一〇・三

犬落瀬	甲田	三沢南部	矢倉
ため池等整備事業	かんがい排水事業	農村総合整備事業（農道整備事業） （農業用排水施設整備事業）	”
一五・一七	一五・二三	一四・四・五	一五・五・一

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭